

の捜査、そういうものをやつておるようでございます。

○北山委員 まあ文字の定義をお伺いしたのです。

次に監察に関する事項、この前もお伺いしましたが、今的地方管区警察局ですか、それは警察法の第五条の二項ですか、二項に列挙しておるような仕事をやるわけなんですが、しかし第五条の第二項に列挙してある事項は、おむね都道府県警察自体が実際はやる。直接管区警察局がやるということ

はほとんどないと思うのですが、これは警察法が二十九年の当初におきましてもいろいろ論議されたのですが、管区警察局というのは一体どんな仕事をするのか。大した仕事はないのじやないかというふうな質問があつたのですが、これが、一体現状はどういうふうな仕事をやつておるのか、それからどういうふうな人員を管区警察局に置いておるか、これを一つ御説明願いたい。

○坂井政府委員 御指摘の管区警察局

は全国で八つほどございますが、警察

法の三十条によりまして、第五条の仕事のうちで第二項第二号から第四号まで、第六号から八号まで、それから十

一号から十二号に掲げるものを分掌さ

せることになつておるわけでござります。内部組織は現在のところ総務部、公安部及び通信部というものがございまして、総務部は行政管理面でございますが、公安部でいろいろの警察局の仕事の分掌を受けて各府県の警察活動につきましての仕事をやつております。また通信部は御承知のように集中的な仕事が多いものでございますので、現業的な仕事をここでやつておるということになつておる

わけでござります。

○坂井政府委員 御指摘の管区警察局

は、合計いたしまして五千九百九十九名、このうち六百七十七名は、管区ごとに設けられております警察学校の職員でございまして、あと四千五百二十二名がいわゆる管区の内部部局の職員でござります。内部部局の職員のうち、警察通信関係の仕事が非常に大きな部面を食つております。警察通信関係の仕事をしておる者は、大体八割ぐらいになつておるのではないかと思つております。

○北山委員 現在監察官というのが置かれれておるというのですが、これは何名ぐらい置かれておつて、どういう仕事をやつておられますか。

○坂井政府委員 現在警察庁の本庁に監察官というものがございまして、現名で三名でやつております。警察庁の組織令によりまして、「警察職員の服務及び所管行政の監察に関する事務をつかさどる」ということになつておる次第でござります。

○北山委員 これは今度の監察に関する事項をふやすということは、この前の説明でも警察法第五条の二項に掲げるような事務について、警察庁が管区警察局を監督するという範囲において監察をしよう、こういうことであります。内部組織は現在のところ総務部、公安部及び通信部といふものがございまして、総務部は行政管理面でございますが、公安部でいろいろの警察局の仕事の分掌を受けて各府県の警察活動につきましての仕事をやつております。また通信部は御承知のように集中的な仕事が多いものでござりますので、現業的な仕事をここでやつておるということになつておる

わけでござります。

○坂井政府委員 今までの監察の事項を加えましたのは、現在やつておるものも明文化するにとまるということでありまして、これによりまして急に監察事務があえる

ということです。

○坂井政府委員 今度の改正案によりまして監察の事項を加えましたのは、

○北山委員 この事件は、御存じだろ

ります。この管区警察局の現在の陣容

であります。これは二十九年の改正のと

きに当然こういう条項は入つていな

ければならぬ性質だとも考えられるの

であります。ただ明文化にとどまる

というふうに考えておるわけであつま

す。もちろんこの仕事は管区警察局に

も相当やつてもらうことは当然のこと

であります。これも現在通りでござ

います。

○北山委員 監察官の数はふやさない

わけですか。ふやす計画があるのです

か。

○坂井政府委員 監察官の数はふやさ

ない。むしろ保安局を作る関係で各部

局から人員をこちらに持つていく必要

もありますので、少くなるのではない

か。

○坂井政府委員 いかにもかねことです

から、こういう問題につきましては厳

重に調べて参りたいと思います。

千葉県の事件も私ども聞きましたの

で、今正確に調べております。正確な

ことをしてはならぬといって親切に教

えてやるような警官の方を退職させ

職させられた。ここに私は問題がある

と思う。こういう措置をするならば警

察内の拷問というものは跡を断たない

わけです。警察の方が拷問をやる方を

むしろ守つて、大目に見て、そういう

ことをしてはならぬといって親切に教

えてやるような警官の方を退職させ

た。こういうことをやつておるから私

はこういう事件が跡を断たないのじや

ないかと思う。たまたま全国の警察の

ことがありますから行き過ぎがあると

いうことはあり得るでありますよ。

しかしその後の取扱いをして拷問を

やつた者を厳重に正しく処分をすると

いうのでなければならぬのであって、

それを留置人に教えた方の巡査がよけ

なった事件であり、勧告を受けてお

る。しかも私が一番問題だと思うの

は、旭署の警官の看守係ですが、丸山

という巡査が拷問を受けた被害者に対

して、不満があるならば人権擁護局へ

行つたらよいということを話をした、

親切な注意をしたわけなんです。そこ

でこの拷問を受けた、しかもけがをし

たのであります。この人が診断書を

とつて千葉の法務局にこれを訴えた。

初めは警察の方では否定をしたわけ

ですが正確に調べておりますから調査

せんと、私たち責任を持ってお答えで

きませんものですから、まことに恐縮

が済むまで御猶豫願いたいと思いま

す。

○中川政府委員 今北山委員御指摘の

事実は、もう少し正確に調べて参りま

すが、私たちは責任を持ってお答えで

あります。その事実を認め、そして千葉県

の警察本部はこの二人の警官を戒告処

うと思うのですが旭署の事件です。その前後のいきさつ、これは新聞にも詳しく載つておるのであります。朝鮮の人ですが、その人が窃盗の疑いで検挙された。そしてその容疑が晴れて不起訴になつて釈放された、この事件に関連した問題であります。警察の方でも行き過ぎがあつた、暴行をやつてけがをさせたといふことを認めて、その二人の警官を一応戒告処分にしたわけであります。ところが今申し上げたように、大事な非常に重大な余分なことがくついておるので、人権擁護局の方でも職権をもつて警官の暴行は人権上重大な問題だ、警察はともかく都合の悪話をとして言つておる。私もこの前の岩手県の暴行被疑事件について、隠して認めてしまひ、こういうことを談話として隠しておるが、ミスはミスではありません。ところが今申し上げたように、大事な非常に重大な余分なことがくついておるので、人権擁護局の方でも職権をもつて警官の暴行は人権上重大な問題だ、警察はともかく都合の悪話をとして隠しておる。私もこの前の岩手県の暴行被疑事件について、隠して認めてしまひ、こういうことを談話として隠しておるが、ミスはミスではありません。

○坂井政府委員 ここで言います全国的な幹線道路というのは、さしあたつて高速自動車道、それから一級国道及び二級国道を考えるわけであります。ささらにそれを将来のやすかどかということは、そのときの道路の整備状況に照して考へなければならぬと思います。

○北山委員 一級国道、二級国道をさらに追加になるというわけですか。

○坂井政府委員 現在は一級国道、二級国道までを考える、こういうこととでございます。

○中井委員 やよと関連して、今道路の幹線の定義で非常に簡単な御説明だったが、もう少し慎重に調べてもらいたいものだと思う。あなた方一級国道、二級国道と言いますが、二級国道を入れると大へんな数字になりますよ。御存じなんですか。たとえば大都市の附近におきましては二級国道も必要であります。しかし地方に行きますと二級国道ということになれば、大へんなことになりますよ。

私はどちらは実はきょうは鎌砲刀剣所持等取締法案は質疑打ち切りにしたいと思つたのです。そんなものまで入れたら大へんなことになりますよ。

○中井委員 お気持はわかつておるのではありませんが、そういうことになれば、幹線道路というものの指定をする

私たちはまだありますから、全般的に警官の拷問事件について問題になつておるところ、これは調査があると思うのですが、そういうものを一つ列挙して、ここ数年来問題になつたところを資料としてお出しを願いたい。以上要望しておきます。

うと思うのですが旭署の事件です。その前後のいきさつ、これは新聞にも詳しく述べておるのであります。朝鮮の人で

が、幹線道路についての交通速度といふものの規制をなさるというわけですが、幹線道路というものは一体どういふものと言うのであるか、これを一つ

御説明して下さい。

○坂井政府委員 まさにこの問題を扱つておるわけであります。どうですか。

○坂井政府委員 全国的な幹線道路と

いう字義だけを解釈しますと、一応そ

ういう意味で申し上げておるのであ

ります。

○坂井政府委員 とを言つて、それでは警察機構の大改

正になつてきますよ。どうですか。

○坂井政府委員 全国的な幹線道路と

いう字義だけを解釈しますと、一応そ

ういう意味で申し上げておるのであ

ります。

うものの規制をなさるというわけですが、幹線道路というものは一体どういふものと言うのであるか、これを一つ

御説明して下さい。

○坂井政府委員 まさにこの問題を扱つておるわけであります。どうですか。

○坂井政府委員 全国的な幹線道路と

いう字義だけを解釈しますと、一応そ

ういう意味で申し上げておるのであ

ります。

○坂井政府委員 とを言つて、それでは警察機構の大改

正になつてきますよ。どうですか。

○坂井政府委員 全国的な幹線道路と

いう字義だけを解釈しますと、一応そ

ういう意味で申し上げておのであ

ります。

○坂井政府委員 とを言つて、それでは警察機構の大改

正になつてきますよ。どうですか。

○坂井政府委員 全国的な幹線道路と

政令にまかせてしまふということも問題だと思いますので、これはこの法律の施行ということを予定しておられる方の意見になるのか。そういう内容等についても大略のところをお示し願いたいと思います。またあとの方にお考えがあると思うので、その政令の内容等についても大略のところをお示すに政令のことがあります。政令で指定する事項、それから速度制限、その他他の事項、ということになると非常に広範なんです。この地方の公安委員会の権限の中で、最高速度の制限以外の事項といふのはどういうことを考えておるのか。これをただ「その他政令で指定する」とあるその政令といふものがなかなかくせ者でありまして、われわれ法律審議をする場合に、その内容を検討しないままにやりますと、その政令が非常に拡大されて法律そのものの精神を逸脱するような政令すらもあり得ることを予想しておるのだということを説明していただきたい、この二十六条の四の規定全体の必要性、妥当性と大要はこういう事項なんだ、こういうものを判断しかねる。これを一つ要望いたしておきます。

それから次に第六十六条规定ですが、移動警察に関する職權行使、これなんか現実の必要性が一体どの程度にあるのか、こういう区域にまたがって警察官が活動し得るという規定なんですが、そういう点がはつきりと納得できない。まず第一項の方では、前には

「関係都道府県警察の協議により定められた当該関係都道府県警察の管轄区

域内において、」とあるのを、今度は

「協議して定めたところにより、」とい

うとでござりますが、

それから第二の御質問であります。

○坂井政府委員 第一の御質問の道交法の改正に伴う政令の問題であります。第一点は、先ほども申しましたように、全国的な幹線道路の中に、さらにどういう区域にするかをほって特定をいたしたい。

それから第二に、国家公安委員会が交通の規制の処理について指示を行なった区域といふのと、今度の「協議で定めたところにより」というのは変らないでござります。それから国家公安委員会が指揮を下すことができる事項といふものを受けた、こういうことでござります。それから国家公安委員会が指示を下すことができる事項といふものは、スピードの点以外にどういう点を考えるかと、いう御質問でござります。それがたとえて申しますと、道路の通行の禁止または制限に関する事項、それから車馬の併進または転回についての制限に関する事項、たとえばある県では左側を貨物自動車、右側を自家用車としておるのが、県によってこれが逆になるというようなものについての制限指示、それから停車または駐車を禁止する場所の指定に関する事項、それから追い越し禁止の場所の指定に関する事項、こういったようなことにつきまして指示をいたすことができるようになります。それから第二の御質問であります。

○北山委員 交通機関における移動警

察といふのはどういうのですか。

○北山委員 まあ私が非常にこまかく聞くことは、これは移動警察と

動警察といふ必要が生まれてくる、こ

ういうふうに変つておるわけですが、何でもかんはいわけあります。ただはつきりした文句にしたいという気持だけだと思います。それから第二に、各府県にまたがる「二以上の都道府県警察の管轄区域にわたる政令で定める道路」といふのは、現在のところ政令で予定しておりますのは、関門のトンネルの国道ができたよりであります。ああいうものを予定いたしておる次第でございます。

○北山委員 そうすると、移動警察の方の第一項は、「協議により定められた」区域といふのと、今度の「協議で定めたところにより」というのは変らないといふのですが、これは文句がないといふのですが、これは文句が變つておるし、意味が變つておるのであります。從来であれば区域々々について協議すれば、それ以外についてはできないわけなんです。今度は非常に広範にやり方から何から協議をして定めれば、移動警察は何でもできるといふべきではないはずなんです。

○北山委員 バスの内部における警察はどうなんですか。

○坂井政府委員 現在は、大体汽車、電車だけしかやつております。バスについては今のところ考えておりません。

○北山委員 そうすると考えておらぬのだが、あした考えるかもしだれぬですね。(笑)バスの移動警察といふことはあり得るのですか。

○坂井政府委員 移動警察を非常に拡張する意思があるのではないかといふお話をございますが、汽車、電車等におきましては相当なり等がありまして、実際問題としまして乗り込んでやらなければ犯罪の取締りができない、こういう必要性から生まれてきておるわけでございます。各府県それぞれの自治体警察でござりますので、自治体の建前でやり得るところはもちろんでやつておるわけでございます。ただ県境等はうまく事務引き継ぎます。しかもそういうバスにつきましては道路が発達いたしましたが、さりに大型のバスも通るようになりますが、これで犯罪が相当起り、移動警察の必要があるということになれば、これはやらなければならぬことだと思っておりま

す。ただ県境等はうまく事務引き継ぎができない、相手がずっと動いておるものである。県境で完全に事務引き継ぎができるようなものにつきましては、もちろん各府県がそれぞれやるわけございまして、うまくそういう事務引き継ぎができるので、そこで移動警察といふ必要が生まれてくる、こ

う字句の改正は、これは字句の改正だけございまして、内容は別段變つてはいわけあります。ただはつきりした文句にしたいという気持だけでございます。それから第二に、各府県の移動警察、こういうことでござります。

○坂井政府委員 御承知通り、数府県にまたがる「二以上の都道府県警察の管轄区域にわたる政令で定める道路」といふのは、現在のところ政令で予定しておりますのは、関門のトンネルの国道ができたよりであります。ああいうものを予定いたしておる次第でございます。

○北山委員 そうすると、移動警察の方の第一項は、「協議により定められた」区域といふのと、今度の「協議で定めたところにより」というのは変らないといふのですが、これは文句が變つておるし、意味が變つておるのであります。從来であれば区域々々について協議すれば、それ以外についてはできないわけなんです。今度は非常に広範にやり方から何から協議をして定めれば、移動警察は何でもできるといふべきではないはずなんです。

○北山委員 バスの内部における警察はどうなんですか。

○坂井政府委員 現在は、大体汽車、電車だけしかやつております。バスについては今のところ考えておりません。

○北山委員 そうすると考えておらぬのだが、あした考えるかもしだれぬですね。(笑)バスの移動警察といふことはあり得るのですか。

○坂井政府委員 移動警察を非常に拡張する意思があるのではないかといふお話をございますが、汽車、電車等におきましては相当なり等がありまして、実際問題としまして乗り込んでやらなければ犯罪の取締りができない、こういう必要性から生まれてきておるわけでございます。各府県それぞれの自治体警察でござりますので、自治体の建前でやり得るところはもちろんでやつておるわけでございます。ただ県境等はうまく事務引き継ぎます。しかもそういうバスにつきましては道路が発達いたしましたが、さりに大型のバスも通るようになりますが、これで犯罪が相当起り、移動警察の必要があるということになれば、これはやらなければならぬことだと思っておりま

す。ただ県境等はうまく事務引き継ぎができない、相手がずっと動いておるものである。県境で完全に事務引き継ぎができるようなものにつきましては、もちろん各府県がそれぞれやるわけございまして、うまくそういう事務引き継ぎができるので、そこで移動警察といふ必要が生まれてくる、こ

ういうふうに考えておる次第でござります。

○北山委員 それで今六十六条第二項ですが、「警察官は二以上の都道府県警察の管轄区域にわたる政令で定める道路の政令で定める区域における交通の円滑と危険の防止を図るため必要があると認められる場合においては、前項の規定の例により、当該道路の区域内における事案について、当該関係都道府県警察の管轄区域内において、職權を行うことができる」というの

ですが、こうなると、道路の交通の円滑と危険の防止をはかるためという目的のために、道路といふものはどこにあるのだから、お互いに関係の都道府県警察といふのは警官を応援したりいろいろなことができるようになるのじやないか、この規定はそういう危険があるのじやないです。

○坂井政府委員 先ほど申しました通

り、関門トンネルといふように県境が

はつきりしない、あるいは県境におい

てはつきり事務引き継ぎができる

いうところにつきましてのみ、こうい

うことが予想されるわけでございまし

て、しかもその関門トンネルの国道等

につきましても、その道路全部を

わけではないのであります、道路を

さらに区切った区域、ここに書いてあ

りますように、政令で定める区域にお

ける取締りを考えたるわけでありま

す。従いまして交通の円滑と危険の防

止をはかるための取締りがおもなる目

的でございますが、ただその道路で自

殺しようとしておるような者がある

こと、それをほうつておくといふよ

うな思われますので、警察官としてはどうか

と思われますので、警察官等職務執行

法各条に定められたようなことは、こ

こにいう当該道路における事案とい

うことです。

○北山委員 ここにも政令で定める道

路とありますので、やはりこの点も一

つ、関門道路なら関門道路といふう

に、この法律が施行される場合にます

やるようなところを、この政令の内容

として出していただきぬと、これだけ

を見ると、どこにでも、政令できめさ

えれば交通安全と危険の防止とい

ことで、警官をそこに発動し、警察の

活動区域といふものを使へることにな

る。そういう指示が中央の警察庁に

よって指示したところで行われるとい

うことになるわけなんで、これをうま

いこと、二十六条にしても何にして

も、関連して動かせば、各都道府県警

察といふ自治体警察の建前を持つてお

るものと相互に転用できるので、全国

警察になって、国家警察的な色彩が非

常に濃くなる。私はそういうふうな規

定に悪用する危険性がある、こういう

ふうに考へるのです。特に今の二つの

条項の中には、政令といふものの予定

されておる内容等は、ある程度明確に

していただきたい。これはあとでもい

いでですから一つ出してもらいたいと思

うのです。

警察法について私は大体以上です

が、この前警察法の第三十七條のこと

で不明確でございましたから、さらに

お伺いしておきますが、経費です。都

府県に国費をどういうふうにして配當

し、どういうふうな支出をしておるか

と考えたいと存じておる次第でございま

す。

それから第二の御質問であります各

府県に国費をどういうふうにして配當

し、どういうふうな支出をしておるか

と考えたいと存じておる次第でございま

す。国費で都道府県に行くものがそれ

だけあるわけでございます。これは御

承知のよう、各府県の警察本部長と

いうものが国家公務員でございますの

が、交通機関が非常に発達すると、

それが走る道路が非常に発達して参

る。そこで府県警察という建前と、

それからそういう経済的な要求とい

うのを、どこで総合的に調整していく

ことが非常に問題になるわけでござい

ます。そこで府県警察という建前と、

それからそういう経済的な要求とい

うのを、どこで総合的に調整していく

そこでございまして、府県に流れております経費はそうふえておりません。たゞ今御質疑にございました五十三億四千万円と申しますのは、これはものによつて中央調弁で流れいく部分を含めての金額でございます。経費として流れていますのは、府県分の予算といたしましては三十三年度を例にとつて申しますと、二十九億七千三百万円でございます。従つて中央調弁による現物配分の分が二十三億六千八百万円、こういうことでございます。三十一年度以降の変遷もそうふえておるということはございません。

○北山委員 わかりました。ところで中央で調弁した資材とかそういうものの、それは國のものになつておるわけですか。府県の方へ貸しておく、こういう格好になるのですか。

○後藤田政府委員 警察法の七十八条によりまして府県が國の物品を無償使用する、こういう形になつております。

○北山委員 それからこの前と関連してですが、こういうやり方は私どもから見れば、やはり地方財政法の第九条の原則に違反しているわけです。地方財政法の第九条にはこう書いてある。「地方公共団体がその全額を負担する経費、地方公共団体又は地方公共団体の機関の事務を行うために要する経費については、当該地方公共団体が全額これを負担する。但し、次条から第十二条の四までに規定する事務を行うために要する経費については、この限りでない。」という規定で、一応原則的には地方公共団体またはその機関の事務の経費は地方公共団体が全部負担するのだが、しかしそれから数条にわたりま

いろいろな項目をあげて、国がその一部を負担するというものを掲げてあるわけなんです。ところがその中には、今の警察のあれはないのです。例外規定は、項目はたくさんあるのですが、の中にはない。ほんとうはなければならぬはずですよ。だから、地方財政法としては建前上この団体とその機関、すなわち公安委員会の警察の経費も、建前は都道府県費で支弁するのがほんとうだ。しかし例外はここにこもあるのだ。こうあるのですが、それと今の警察法のようなり方、それは法律からいえば特別法だ。警察法にそういう規定があるからいいんだ、こういうふうに御説明なさるでしょうが、しかし地方財政の原則からいえば矛盾しているのです。こういう例はほとんどないと思う。だから、その金額といふのは相当大きくて、費目が全然別個ならないのですよ。全然特殊な経費で分割ができるものならいいが、同じ事案について捜査なら捜査というものについて、府県の予算からもどつてくれる、国の支弁金も使うというふうに競合で使う、こういう形になつておる、これはおかしいじゃないかと私は思うのです。それならば、やはり補助金という制度があるから、警察費についてもなぜ補助金の方にぶち込めないか。おかしいじゃないですか。この建前から見ても、わざわざその都道府県に補助金を出しておるそれ以外に、国が直接支弁をするものがあるということはおかしいと思う。しかも警視正以上は国家公務員だからというのですが、それはいいとしても、人に事業がくつ

についていくのではない。これは身分は国家公務員であるけれども、その職務はやはり都道府県警察の職員としてやるのですから、その仕事は自治体警察の仕事をやる。その経費はその仕事の経費なんで、給与とは別なんです。なぜ国家公務員の地方警察官が国の予算を背負って持つていかなければならぬのか。おかしいじゃないですか。こういうことからして、私の言うことが間違つておるならば、どういうわけで間違つておるかを示してもらいたい。私はどちらは地方自治あるいは地方財政といふ建前から行けば、こういう例外的なものは地方財政という原則から見ても好ましくないばかりではなしに、警察運営から見ても好ましくないと考へる。私の言うことが間違つておるなら指摘してもらいたい。間違つていいなら直すか直さないか、検討するか検討しないか、これを御答弁願いたい。

十分な会計組織というものを持つてゐる以上は、当該府県本部長に執行の面についても処理をさせて、國の責任を明確化する、こういう建前がいのではないか、こういうことで現行の執行機関の立て方と、そういうものを作成するわけでござります。まあ、これは経費の面でございますが、同様なことが都道府県警察、これも自治体警察であるということとの建前から見れば、そもそも府県本部長という国家公務員を置いて、当該国家公務員が警察以下の府県の公務員、つまり吏員の任命権を持つということも、これもまた理窟的に見れば、北山先生のおっしゃる、うな御意見が成り立つかと思ひます。しかしここは、私どもは警察事務というもののいわば特殊性というようだから、そういう例外的な扱いをいたしておる、こういうように考えておるでございます。

件費の方は地方で負担しているので、やつていて、なぜそういう形でやれぬかというのです。こういうことはすべて人件費がかかるのです。その人件費の方は地方で負担しているので、やつていて、分けることはできないのです。この検査の経費だって、それは分析して給与から何から原価計算するわけにいかないでしよう。だからこそ大ざっぱにいって、地方の警察の経費の三分の一なら三分の一を補助するとか、二分の一を補助するとか、それなれば話はわかるが、補助は補助としてやっておいて、その上にちゃんとがつちり警察庁が予算を握つて、これを分けてやるというやり方、これはこうしなくともいいでしよう。よくないことでしょう。ほんとうに例外的なんです。ほかの仕事と比べて何ら特異性はないのですよ。品物もまとめて買う方が有利だというなら、ほかの教育だって何だって同じです。国が調査して品物を府県や市町村に分けてやつたらいい。同じ理屈が立つので。だから今御説明はお答えにならないと思う。きょうは長官も見えませんが、この点は現在の警察として、警察ばかりでなくて、全体の國と地方の関係から見て好ましくないあり方だし、これからいろいろな弊害が起るし、不経済も起るし、警察運営にも一種の影がさしてくる。そこでこの制度の検討を願いたいと私は思う。別の機会に長官にも最終的にまたお尋ねをしたいと思うのですが、とにかく今までの御答弁では、それはもうだれも納得できないと思う。ですからこういうような直接に国費を出して支弁するということじやなくして、むしろ一定率の補助金、三分の一

でもいいし、そういうふうにやられる
ように検討してもらうように、きょう
は私は要望だけしておきます。
○坂井政府委員 長官からは、またあ
らためて御趣旨の点は長官としてのお
考え方を述べられると思うのであります
が、たまたま後藤田会計課長が話しま
した通り、先生みたいな考え方でもでき
る。しかしそういう考え方からいけ
ば、まあそなるかもしらぬ、こうい
うことを探し上げたと思うのであります
。御承知のように警察といふ仕事
は、国の直接利害に關係がある面と、
地方の利害に直接關係ある面と二つ
あると思うのであります。それを警察
組織の面では一応都道府県警察といふ
ことで割り切つたのでござります。や
はり国の利害に直接關係があること
を、府県のみの負担にさせるといふこ
とはおかしいのではないかといふこと
で、国費を直接出しておる、こういう
ことになつておると思うのでございま
す。都道府県警察を作るときに、いろ
いろ論議があつたと思うのであります
が、警察といふものは國と地方の両方
に利害關係がある。それを實際の場合
にどちらに分配するかということは、
國としての行政上の責任と、それから
地方自治の本旨といふものを総合的に
考えて、法律できめなければならぬ問
題であるというふうに考えるのであり
ますが、そういう結果、都道府県警察
というものが生まれた。しかし國の利
害に直接關係のある費用を、その一地
方のみの費用負担にしては、これはか
わいそうじゃないかという建前から、
直接國費を支出する方がむしろ事情に
合っている、こういう考え方でござい
ます。

○北山委員 そういうふうに言われますと、なお言わなければならぬ。その趣旨はわかる。わかるけれども、それは教育でもその他のいろいろな地方団体の仕事でもそうでしょう。純粹に地方団体だけ負担しないものがたくさんありますよ。補助金というのはたくさんあるわけですよ。なぜ補助金でいけないのか。今の趣旨を生かすのに、国費として、地方財政の原則を破つて、国が予算を握つて、地方の警察をやる職員、かりに國家公務員であろうとも、それに直接金をやって、そこで経理をしなければなぜいかぬのか。そういうことは財政上よくないのですよ。財政の責任とか事務の限界から見てよくない。今のお話のような目的は別な方法でやれるのです。またほかの事務はやつている。警察みたいに自分のところに予算をあつたためておこうといふような考え方のところはないんですよ。そういう方法で、今の御説明の趣旨は貫ける。それをとらないで、警察にはまた別に補助金をやつしているでしよう。そうしてなおかつその上に国庫支弁金というのを持つてるのはおかしいではないか。それでは答弁にならないと思う。

はないですか。この三十七条の中に、は——これは政令か何かに別にあるのではなく、そういう地方的な、地方団体に負担させるのが不適当なような特殊な事件、そういう経費というのであれば、そういうものに限つて何らかの措置がとれるのではないか。ところが三十七条はそうではないのです。相当広範なことですよ。お話のようであれば、それ以外のものは全部補助金へぶら込んで、そういう特殊なものだけを残すというやり方もあるだらうと思います。その場合でも補助金の中の操作ができるのです。追加して補助金を出してやればいいのだから、できないことはないでしよう。

○中川政府委員 神奈川の特殊な事件については、きわめて顕著な例を申し上げたのであります。今国費でまかなくなつておるのはそれに右へならえをした事例である。補助金というのはそれまでいかないものだ、こういうことになるうかと思うのであります。それではどこで線を引くか、もう少し補助金の方に持っていく項目を多くしたらどうかというの、北山先生のお話の要點だと思うのですが、これらもよく検討いたしたい、こう考えます。

○矢尾委員長 加賀田進君。

○加賀田委員 警察法の改正案の詳細な内容に入る前に、警察職員の給与の問題に対してお尋ねをいたしたいのですが、御存じのように警察法の一般の改正に基いて警視正以上は国家公務員、警視は地方公務員という形に

なつたようであります。給与が地方公務員と国家公務員とに分れておるためには、警視正と警視との間の給与のアンバランスといいますか、断層ができる場合も相当あるし、あるいは逆に警視正になつたために給与が下つておる人が相当私はあると思う。この点に対し警察庁の方でどのように考えておるのか、どう調整しようとしておるのか、一応お伺いしたい。

○坂井政府委員 二十九年の制度改正のときに町村警察、市警察が廃止になりましたとして県警察になった。その際に給与が非常に違つたということで、暫定的な調整措置を警察法によってとつたのでございますが、お話をのように警視正になつた、いわゆる地方公務員から国家公務員になつたことによって給与が下るという事例は、地方によっては現在起つておるのでござります。もちろん大体の県におきましてはそう下つてはいないと思うのですが、六大都市みたいな割合財政的に余裕があるところにおきましては、国家公務員たる警察官よりも地方公務員たる警察官の方が給与ベースがいい関係上、御指摘のように警視から警視正になると下るという事例もあるのでござります。これは現在の段階におきましてはやむを得ないことである、ここで調整をしていかなければならぬかと思うのであります。

○加賀田委員 やむを得ぬという言葉で今放置されておりますが、実際問題

として警察職員たつて労働者でありますから、やはり給与によつて生活を持つてゐるわけでありまして、職制上つて給与が下るというようなことどこの職制においてもないと私はう。従つてそのことは特別調整をすとかなんとかいう方法によつて行うきが正しいのじやないかと思う。たゞ地方公務員から国家公務員になつて給与体系が別個になつたのだからやを得ぬといふ形で放置しておくることは、私は警察厅としても職務怠慢だと思う。将来それを何とか調整する方を、ただ国家公務員に準じて地方公務員の給与を直してもらいたいといふことで、逆に給与を下げなくちやならないという現状が起つてくるといふことは望ましくない状態だと思う。そういう状態の中で、特に六大市はそういう形になっておると思いますが、それは特に今申し上げたように改正のところでもそういう問題が起つて特別な調査方法を講じたわけでござりますから現在もなおそういう特殊な問題は特徴の調整方法を講すべきが正しい行きがじやないかと思うのです。その点にしてもう一度御答弁願いたいと思います。

て、これは単に警察だけの問題ではないかと思うのであります。できるだけ御趣旨のような点は将来も考えまして、階級が上ることによって給与が下ることのないよう検討いたしていきたいと私は思つております。ただ今申しましたようにこれは警察だけの問題ではないのであります。地方の県庁の課長から本省の国家公務員である課長なんかになりますと、やはり給与ベースが下るのでございます。その点はまことに残念なことではございますが事実問題としてあるわけでございまして、やはり将来の検討問題かと存じております。

○加賀田委員 それで警察職員の給与の問題で、御存じのように警察職員の方は一般の労働者と違って三つの権利がないわけなんですが、しかし実は昨年の春、國家公務員、地方公務員全般にわたり給与ベースを引き上げたときに、都道府県の警察の代表と申しました。どうか、団体交渉という形ではないのですが、法律的には認められておりませんけれども、やはり実質的には集団交渉という形で、警察職員の給与を上げてもらいたいという交渉が相当強く行われたと私は聞いております。そういう交渉の上に立つて、やはり今申し上げたように交渉されることは法律的には保障されておりませんけれども、実質的には団体交渉という形が現在行われており、府県知事の方においでも非常に困つておるという状態も私も、実質的には、ちようど警察法が改正は聞きますが、ちようど警察法が改正されたのですから、この際ストrikeを与えるということはいろいろ治安の問題で困難であるが、団結権あるいは交渉権ぐらいは与えて、給与というものの

だといったようなことは聞いておりませんのでございます。ただいまお話をありましたように、御承知のように警察官には団結権、交渉権といったものは認められておりません。これを認めたからどうかというたまいま御意見のようございましたが、これは権力機関と申しますか、強い国家権力を持つております警察の組織としましては、そうしたものはよほど慎重に考慮を要する問題ではないかと思うのでありますて、この点につきましては今後御意見もございましたので十分検討はいたしましたけれども、輕々にここで決断を申し上げることはいかがかと存じております。

○加賀田委員 二名以上寄れば集団ですから、代表の方が二名ないし三名交渉されることは集団交渉、警察の解釈はそうだと私は思うのです。従つて実質的にやはり警察本部の方々が賃金やそういう問題を交渉されではおるわけです。その交渉というのは法律的には規定されておりませんから団体交渉と

○石井(榮)政府委員 御承知のように現在都道府県のいわゆる地方財政といふものは非常にまちまちでござります。きわめて富裕な県もあります反面、きわめて財政的に不如意な県も多数あることは御承知の通りであります。そういう財政不如意などころは、いわゆる赤字団体財政再建計画を自治庁の指導のもとに立てておる、こういう県が十数県あることも御承知の通りであります。おそらくそういう府県におきましては、本部長としましては昨年の給与改訂に際しては、かなり苦心をしたと思うのでござります。と申しますのは、そういう赤字団体である關係上、警察官に適用するいわゆる公安職の俸給表といふものがあるわけでござりますが、國家公務員の公安職の俸給表は無理からぬことと思うのであります。それならば府県庁の職員の一般行政職

ことは、これは本部長の立場として当然考へられることでございまして、御承知の通り一般行政職と公安職の間に警察官の職務の特殊性にかんがみみ合はれてあるのでござります。従いまして県の財政事情等の関係で、一般行政職の俸給標準を国家公務員のものをそのまま適用するというのであるならば、公安職についてもそのまま適用するというのであるならば、これはそのままの水準が維持されておるわけでござりますから、たまたまそうした赤字団体に警察官を拝命したことが不幸であったということであきらめがつくでありますよう。一般県庁の職員の方は、国家公務員の一般行政職よりも若干色をつけて有効な俸給表に改訂されるにもかかわらず、公安職の俸給表は国家公務員並みにそのままであるということであるならば、そこに本来職務の性質から水準差が設けてある、その水準差といふのがくずれてくるわけでござりますか

ある警察職員も一般職の給与と異なり、少し有利にされておることは事実でありますし、地方の方にもそれだけの格差は当然つけなければなりませんが、そういう意味だけじゃなくして、本部長以下幹部の方々がそういう問題に対しても――これは態度にもよるだと思うのですが、たゞそういう相談をするいは要請という形じやなくて、実質的によく言われておる団体交渉的な態といふものは、これは厳に慎んぜらるべきではなればならぬ。そういう矛盾がある、その矛盾を解明するための申し上げたような国家権力を背景とされる二名以上の集団の圧力を、もし知恵が感じたとするならば、これは集団交渉的な内容を生むわけでありますから、この点は十分注意をしていただきたいと思うわけでございます。

の きが文事すらのお眉と形質めう題 んり美う

○石井(警)政府委員 昨年の給与改訂に際して、地方で警察職員が事实上集団交渉のようないふうな形をとったといふうなお話でございますが、私寡聞にしてそういうことがあつたことは承知をいたしておりますのでござります。給与改訂は確かに都道府県の本部長としては大事な問題であるので、本部長が責任を持って知事といろいろ折衝したということは聞いておりますが、集団交渉の形をもつてこれに臨んだが、警察当局はどう考えておられますか。

かそういうことは、言葉の上では言え
ないと思うのですが、そういう交渉を
されておるのでですから、実質的に私は
同じじやないかと思うのです。そういう
う交渉をすることは警察として、まことに
ちろん本部長として部下の職員の給与
の高くなるということを望んで、それ
は内々に談合をやる場合もあるでしょ
うけれども、しかし交渉的な形態をと
ることも私は事実だと思うのですが、
そういうことは警察としてはどう考え
ておるのか、それは正しいのか、そ
ういう方向で将来とも地方公務員である
警察職員の給与を上げることがいいの
かどうか、その点を明確にしてもらいた
い

員の俸給表を適用する者にも、國家公務員の俸給表を適用するというのであれば、これは府県本部長としても当然是認をしたであらうと思うのであります。が、府県にトよりまして、その問題につきまして一般行政職の俸給表は國家公務員に適用する一般行政職の俸給表に若干手直しをした、つまり府県厅職員に幾らか有利になるような俸給表を作りながら、警察官に適用する公安職俸給表についてのまことに適用するようというふうに、知事部局の方で方針をきめた場合は、国家公務員の公安職俸給表そのままで適用するようになります。が、本部長としてはそれは承服しがたいといふ

ることは、これは本部長の立場として当然考へられることでございまして、御承知の通り一般行政職と公安職の間には警察官の職務の特殊性にかんがみまして、本来若干の水準差が設けてあるのでございます。従いまして県の財政事情等の関係で、一般行政職の俸給表を国家公務員のものをそのまま適用するというのであるならば、公安職についてもそのまま適用するというのであるならば、これはそのままの水準が維持されておるわけでございますから、またまたそうした赤字団体に警察官を拝命したことが不幸であったというふとであきらめがつくでありますよ。一般県庁の職員の方は、国家公務員の一般行政職よりも若干色をつけて有利な俸給表に改訂されるにもかかわらず、公安職の俸給表は国家公務員並みにそのままであるということであるならば、そこに本来職務の性質から水準差が設けてある、その水準差というものがくずれてくるわけでございますか

○北山委員 関連して、今の警察官のことは、これは本部長の立場として当然考へられることでございまして、御承知の通り一般行政職と公安職の間には警察官の職務の特殊性にかんがみまして、本来若干の水準差が設けてあるのでございます。従いまして県の財政事情等の関係で、一般行政職の俸給表を国家公務員のものをそのまま適用するというのであるならば、公安職についてもそのまま適用するというのであるならば、これはそのままの水準が維持されておるわけでございますから、またまたそうした赤字団体に警察官を拝命したことが不幸であったというふとであきらめがつくでありますよ。一般県庁の職員の方は、国家公務員の一般行政職よりも若干色をつけて有利な俸給表に改訂されるにもかかわらず、公安職の俸給表は国家公務員並みにそのままであるということであるならば、そこに本来職務の性質から水準差が設けてある、その水準差というものがくずれてくるわけでございますか

ある警察職員も一般職の給与と異なる本部長以下幹部の方々がそういう問題に対する態度にもよるだと思いますが、そういう意味だけじゃなくして、本部長以下幹部の方々がそういう問題に対する態度は、これは厳に慎しんばうと思いますが、まだそういう相談をするのは要請という形じやなくて、実際的によく言われておる団体交渉的な形態といふのは、これは厳に慎しんばうと思いませんが、もうわなければならぬ。そういう矛盾がある、その矛盾を解明するためのやり合いの誠意ある話し合いというものは、私は当然続けていかなければなりませんが、そうではなくて、今申し上げたような国家権力を背景とする二名以上の集団の圧力を、もし知事が感じたとするとならば、これは集団としての渉的な内容を生むわけでありますから、この点は十分注意をしていただきたいと思うわけでございます。

の きが文事すらのお眉と形質めう題 んり美う

給与の問題ですが、私の聞いておると
ころでは、県の本部長ばかりでなく
て、石井長官も地方の警察官の今の給
与改訂の問題については、相当な関心
と熱意を持たれて、そうして自治庁の
方に集団交渉じゃない、単独交渉かも
しませんが、相当交渉されておった
やに聞いております。ところがその結
果は、どうやら超過勤務手当を三割上
げるくらいなところで妥協したようす
も見えるのですが、この地方団体の給
与改訂、まだこれは片づいておらない、
再建団体のせつかくきめた条例までま
たひっくり返そうというのが、自治庁
の長官の考え方なんですね。そういうよ
うなわけでわれわれとしても非常に関
心を持って、この委員会でやらなければ
ならぬと思うのですが、長官として
は、やはり府県の警察官の特殊な地
位、ことに警察官は現場の仕事が多い
ので役づきが少いわけです。現在の給
与体系というものは職階制というか、
役によってその給与と合せて、役に
よって給与を上げるというような建前
になってきておる、そういう関係上、
役づきの少ない警察官は給与の条例とい
うか、給与額表というものを別として
も、実質上損するのではかなうか、
じゃないか、現場は現場として、特に
現場の仕事が多い関係で、いつまでも
現場におけるという人もある、そうなれ
ばやはり長い間には結局待遇上は損
じやないか、現場は現場として、特に
の警察官のそういうような給与体系、
ことに役づきばかり偏重するような給
与体系、こういうような問題について
一体どう思つておるのか。また今問題

になつておる再建団体としてきまつた条例は一応地方団体としてきまつた条例はきまつた条例として、またもとへひっくり返してしまつということのないようく希望しておるのかどうか、この際長官から伺つておきたい。

○石井(整)政府委員 先ほどお答えいたしましたように、この給与改訂の問題につきましては、一般行政職と公安職——本来国家公務員についての給与をきめる場合には、職務の特殊性を考慮して水準差が設けてある、これはども、もっぱらその点にあるのであります。各都道府県が地方公務員たる警察官の給与に関する条例をきめるものでありますことは、御承知の通りでございまます。しかしも警察官の勤務の特殊性というものを考慮に入れて、それぞれ条例が定められておるものと思うのであります。従いまして私どもいたしましては、都道府県が議会において成規の手続きによつてきめられたものはあくまで尊重すべきものである、かよう考へます。従いまして私どもいたしましておるのをございます。自治廳におけることは、特に財政再建団体につきましては、本来の権限に基いて、特別の地方公共団体に対する指導権と申しますが、そういう見地から何がしかの特別な措置がとられておるようではございませんが、私どもいたしましては、どこまでも先ほど申します通り、一般行政

職と公安職との勤務の違いから来る水準差を、あくまで堅持するという基本線に即応して、各都道府県の個々具体的な事情の相違がありましようから、それらもあわせ考慮され、それぞれ適当な条例による公安職の俸給表といふものが作られてしかるべきである。一たん成規の手続によつて作られたものは、これはどこまでも尊重していくべきである。ですが、現実にいろいろ自治のであります。公安職と府県の間に交渉があるやに聞いております。その最終的結論を得る際にも、今私が申しましたような考え方の基本に立つて、それぞれの特殊事情も考慮しつつ円満に事態が解決されることを希望いたしたい、これが私の今日の心境であります。警察官の待遇につきまして、いろいろと御好意ある御質問のようござりますが、私も実は警察官の待遇といふものは、これはきわめて大事な問題で、今日の警察官の待遇が必ずしも十分でないことは承知をいたしております。あらゆる機会にいろいろな方法をもしまして、警察官の待遇改善のために一そう努力して参りたい、かように考えております。

いることは長官もよく御存じだと思ふります。この点はやはりもつと熱意をもつて、指導監督の権力を持つておるのありますから、都道府県に対してメーティングがありますから、都道府県に対する十分それを發揮してもらいたいといふことを要望しておきます。

それからなお、この法律を見ますと、提案理由の中でも、交通道路の非常時に著しい変化に伴つて、交通警察を充実しなければならないということを最も大きく取り上げておりますが、内容を見ますと、機構が相当改めて、機構改革を中心に重点があるのじゃないかという印象を私は持つわけであります。そこでお尋ねいたしたいのですが、先般來の答弁を聞いておりますと、やはり各都道府県ではスピード違反の相当相違があるし、統一的な条件じやないでの、これを何とか整理して統一いたしたい、こう言っておりまなければ、現行の警察法におきましてもそういう全国的な統一というものはできないのかどうか。警察法第二条には、警察の権限、任務というものを規定しておりますし、國家公安委員と都道府県公安委員とのいわゆる緊密な連係をしなければならないということとも法律では明確になつておりますから、これららの問題をうまく運営すれば、この際新たにそういうものを改正しないで、も、今まで全國的に不統一なスピードの制限とかその他のいろいろな不統一な問題が、警察庁の指導監督に基いてうまく運営できるのじやないかと思いますが、その点は現在の法律を改正しなければできないのか、あるいはできないといふとするなら、従来どこにそういう危険があつたのか、この点を明確にしてもらいたい。

○坂井政府委員 最初の御質問の機関
改革の点でござります。保安局を設けまして交通課その他防犯課あるいは保
安課、警ら課というものを考えておる
次第でございますが、従来ある警察庁
の組織は、旧国警時代の組織をそのまま
踏襲しております。特に中都市、大都市
の警察を受け入れた後の中央組
織といたしましては、きわめてかたわ
な組織になつておるわけでございま
す。交通問題を御指摘いただきまし
たが、交通の問題はその最も大きな問題
の一つでございます。中都市、大都市
における各般のこうした市民に直接し
た問題を処理する機構が、中央に非常
に不足しておるということで、保安局
という考え方を今度打ち出した次第でござ
います。考え方によりますれば、二
十九年の改正にこの機構改革もやるべき
ではなかつたかということでおい
ますが、その後数カ年の経験に従いま
しても、少年の問題あるいは警ら、パ
トロールの問題、交通の問題、防犯の
問題、壱春の問題、いろいろ出て参り
まして、やむにやまれぬようになります
して、こういう機構改革を考えて參
た次等でござります。

になりましたように、県境におきましてスピードの差が非常に著しい、あるいはまた県が違うことによりまして車の種類によって通る道があるつきり違うとか、あるいはまた標識の色が違つておるとかいう点がございまして、なかなか調整は警察庁の指導のみによつてできない面もあるよう思うのであります。しかしこの改正によりましてすぐこれを振り回して何でもかんで齊一にしてしまうという意味ではないのであります。各府県の話し合いによってできるだけ解決をしていく、そうしてどうしても解決できない場合、しかも全国的に見てそれがいかにおかしいという場合のみ、この指示をしようとするものでございます。

○加賀田委員 そこで、今までできなかつたというのですが、それは都道府

県の警察が自主性を堅持してなかなか譲らなかつたのか、あるいは警察庁とし

てそういう調整役というものに努力しなかつたのか。先般も滋賀県と京都府で非常にスピードが違うので、県境においてブレーキをかけなければならぬというので非常に不便だということがあつたのですが、そういうような問題を都道府県が話し合つてお互に譲り合つて、全国的な視野に立つての調整役といいますか、そういう立場に立つて、全国的な視野に立つてお互いに譲り合つたのか。いわゆる法律を改正して権力さえ握ればそれができるのだという考え方であれば、それは法

律を改正しなくちやいけないでしょ

うとか、いわゆる民主警察としては、そ

うと、あるいはまた標識の色が違つ

ておるとかいう点がございまして、な

かなか調整は警察庁の指導のみによ

つてできない面もあるよう思つて

あります。しかしこの改正によりまし

てすぐこれを振り回して何でもかんで

齊一にしてしまうという意味ではな

いのであります。各府県の話し合い

によってできるだけ解決をしていく、

そうしてどうしても解決できない場

合、しかも全国的に見てそれがいかに

おかしいという場合のみ、この指

示をしようとするものでございます。

○坂井政府委員 従来も極力努力いた

しましたのでございますが、この前の委員

会でございましたかお話をしました通

り、警察庁でも交通関係の定員がわざ

かに五名でございまして、十分行き届

いた指導ができなかつた点も、これは

率直に申し上げましてその通りでござ

ります。従いまして今度機構を変えま

して、その点の足らなかつた点も補いた

こういう指示の権能が中央にあるとい

うことであれば、私たちの方で進めて

おる各府県の話し合いもまた円滑に行

くのではないか、こういうふうに予想

をいたしておる次第でございます。

○加賀田委員 そこで、今までできなかつたというのですが、それは都道府

県の警察が自主性を堅持してなかなか

譲らなかつたのか、あるいは警察庁とし

てそういう調整役というものに努力

しなかつたのか。先般も滋賀県と京都府で非常にスピードが違うので、県境

においてブレーキをかけなければならぬ

というので非常に不便だといふこと

があつたのですが、そういうような問

題を都道府県が話し合つてお互いに譲

り合つて、全国的な視野に立つての調

整をしなかつたのか。いわゆる法律を

改正して権力さえ握ればそれができる

のだという考え方であれば、それは法

律を改正しなくちやいけないでしょ

うとか、いわゆる民主警察としては、そ

うと、あるいはまた標識の色が違つ

ておるとかいう点がございまして、な

かなか調整は警察庁の指導のみによ

つてできない面もあるよう思つて

あります。

○加賀田委員 それでは機構の問題

で、現在の警察庁にある四つの部を五

つの局に変えるわけですが、これは部

局と変えたのはどうして変えたの

か。自治庁が部長が局長になつた、あ

るは自衛隊にも局長がある、ちょよ

と格式を上げるために局長にしなく

ちやならないのですが、その変更の大

体の方向といいましょうか、その事情

というものを明らかにしてもらいたい

と思います。それから、それと同

時に、今まで四部であった。この四部

の中には、大体三つの課がござります

が、これも相当再分配をしなくてはな

らぬということになるわけですね。こ

の点の構想を一べん明らかにしてもら

いたいと思います。

○坂井政府委員 中央組織及び管区警

察局の組織改変に伴いまして、第一線

の都道府県警察の内部組織も変える必

要があるのでないかという御意見で

ございますが、昭和二十九年の警察制度

の改正によりまして、第一線の都道府

県警察では、すでにその実態に合う内

部組織をとつております。そのとき当然警察庁も

その規模内容等からしまして局にすべ

きであつたのでございますが、警察庁

の内部組織が国家行政組織法の規定か

らはちょっととはみ出でる面がござい

ます。まつておつた、こういう関係であ

ります。

○加賀田委員 そうすると、まあ自治

庁あたりが部長が局長になつたので、

同格の格式を持ちたいというところが

名称変更の理由だとと思うのですが、そ

こで、ここで特に変るのは、警察庁に

五局ができる、いわゆる保安局という

一局が設けられるということ、管区

警察局に関東と近畿だけに保安部とい

うものが設けられる、これだけです

ね、変つたのは。そうすると、現在ま

での都道府県における警察の機構とい

うものはこれに準じて変更されなく

ちやならないのですが、その変更の大

体の方向といいましょうか、その事情

というものを明らかにしてもらいたい

と思います。それから、それと同

時に、今まで四部であった。この四部

の中には、大体三つの課がござります

が、これも相当再分配をしなくてはな

らぬということになるわけですね。こ

の点の構想を一べん明らかにしてもら

いたいと思います。

○坂井政府委員 この際銃砲刀剣類等所持

取締法案につきまして、一点お伺いし

てこういう名称になったのか、ますこ

れを承わりたいと思います。

○坂井政府委員 今回の改正によりま

して部を局にしようとするものでござ

ります。

○亀山委員 この際銃砲刀剣類等所持

取締法案につきまして、まだ警

察学校やその他の問題を質問いたした

いと思いますが、次会に譲りたいと思

います。

○亀山委員 この際銃砲刀剣類等所持

取締法案につきまして、一点お伺いし

てこういう名称になったのか、ますこ

れを承わりたいと思います。

○坂井政府委員 今回の改正によりま

して部を局にしようとするものでござ

ります。

○坂井政府委員 中央組織及び管区警

察局の組織改変に伴いまして、第一線

の都道府県警察の内部組織も変える必

要があるのでないかという御意見で

ございますが、昭和二十九年の警察制度

の改正によりまして、第一線の都道府

県警察では、すでにその実態に合う内

部組織をとつております。そのとき当然警察庁も

その規模内容等からしまして局にすべ

きであつたのでございますが、警察庁

の内部組織が国家行政組織法の規定か

らはちょっととはみ出でる面がござい

ます。まつておつた、こういう関係であ

ります。

○坂井政府委員 この際銃砲刀剣類等所持

取締法案につきまして、まだ警

察学校やその他の問題を質問いたした

いと思いますが、次会に譲りたいと思

います。

○坂井政府委員 この際銃砲刀剣類等所持

取締法案につきまして、まだ警

察学校やその他の問題を質問いたした

いと思いますが、次会に譲りたいと思

います。</p

上大へんな問題が起りますので、それを勘案して規定いたしたのでございま
す。

またまぎらわしくなりますので、現行実定法に「建設業」という言葉を用いた法律がござります。これは、建設省設置

る、並びに昭和二十三年に制定されました建設省設置法にも建設業という文字が明確に用いてございますので、そ

の取締りにあらずして、公安上の取締りの必要上、あの火薬等については警察と手を握って、これを取り締まつても

遺失届は昭和二十六年には六十六万件ございます。三十年には九十四万件、三十一年には百万件、逐次多く

漁業から申します。漁業について申せば、漁業に必要な刀剣は前条三条の八号の「捕鯨用標識銃」というものが、大体定型化されたものでございますけれども、それ以外に全国各地に、漁業はいろいろ回って漁撈する作業で

法にも明確に規定しておりますがに
昭和二十四年の法律で建設業法という
法律がございまして、そこで明確に規
定しておりますので、この言葉があいま
いなため起る弊害はないと考えて
おるのであります。繰り返して申しま

の明確な概念上にきている言葉の範囲に属することであつて、しかも都道府県公安委員会が必要だと認められるものであるならば、それを認めておく方が科学の進歩にこたえ得る。並びに警告予防上の目的もあわせて達成できます。

○石井(樂)政府委員 火薬類の取締りにつきましては、現行法のもとにおきまして、関係機関とわれわれ警察とは緊密に連絡を取つておる。それで、それについての一つ御所見を繰り返してお聞きしたいと思います。

なっております。拾得屋は遺失屋よりも多くございまして、二十九年九千一
万件、三十年は百十四万件、三十一年
は百四十三万件、これもともに増加し
ております。従つて落したと言われる
方も、拾つたと言われる方も多くなつ

ござります。漁撈については漁業法及び水産資源保護法で規制がございますので、その規制に従わねばなりませんが、漁撈するにつきまして、特殊の刀剣が必要、特殊の銃砲が必要という面が、数は多くございませんがありますので、そういう面につきましては、やはり無制限に許可するわけには参りませんけれども、公安委員会の職務によつて許可する道を認めていかないと、漁業という活動が円滑にいかない、こういう必要に基まして、かねてから掲げておるのでございます。

ですが、現行実定法上建設業と認めるものについて、その業の用途に供するため必要と認められるものについては無制限に許可する限りではございませんが、行政庁たる都道府県公安委員会の行政処分により、これを認めていく道を開く、残しておく方が、科学の進歩によって日進月歩する建設業の円滑な運営を妨げなくて済む、こういう念慮から、この原案を作成いたされたのであります。しかしてこのことは今回の改正案についても慎重御審議お願いいたします。

○亀山委員 大体わかりました。いま
一点ちょうど長官もおられますから念
があつたが、その点については心配な
い。従つてこの法案を修正する必要は
ない、こういうお見込みですか。
○中川政府委員 その通りでございま
す。

○亀山委員 そうしますと、前に中井
委員から質疑があり、また御懸念が
法律案もその趣旨でござりますので、
何とぞその趣旨を御了承いただきたい
と思います。

密な連絡をとって、十分その目的を達成するよう努力はいたしておりますのでござります。しかし必ずしも十分とは申しかねる面があるようでございまして、そうした点につきましては今後十分検討を加えまして、ただいまお話しのように、近い将来これが改善の方途を講ずるよう、最善の努力をいたしたい、かように考えております。しかし果して次の国会にそれがそうした関係の法案の御審議をいただくようにならぬかどうかという点は、今直ちに申し上げることはいかがかと思いますが、

てきておる。こういうのが現状であります。それを通貨とそれ以外のものにつきましては区別いたしますと、通貨につきましては落したと言われる方が多きましては落したと言われる方が少い。それ以外は逆でございまして、物品につきましては落したと言われる方が比較的少くて、拾つたと言われる方が多い。こういう現状であります。そういうことに基いて、警察におきましていろいろ照合して遺失者の発見に努めて、なるべくこういったものがほんとうに遺失者に返るよう努めています。

次に建設業について申せば、これも前条の八号について定型化したものについては「建設用びょう打銃又は建設用鋼索発射銃」が定型化したもので、

年、「二十一」国会におきましてこの「建設業」というものがなかったのでありますまして、そのときにはこの条文は「又は建設業」という文字がなかったもの

を押して伺いたいと思ひますが、これは私からいろいろ質疑申し上げた問題なのであります。今度銃砲刀劍類に関する所持取締法ができます。ところ

要するにこの問題につきましては深い関心を持ち、十分関係機関と緊密な連絡のもとに再検討いたしたいということだけは申し上げて、御了承を得たい

それからそういう内容の遺失物はどういうものかということも調べたのですけれども、一番多いのはめがね、

ざいますけれども、「建設業」の実態が日進月歩しまして、こういうふうに銃砲を用いた方がいい、こういうのがい

ですから、建設業界でだんだん日進歩して、いろいろな器具が出てくるについて困るという必要から、二十二国会で内閣より「又は建設業」を加える

が從來から同じように取り扱ってきました
した火薬類及びこれに関するいわゆる
ガスの問題等について、やはり同様な
制限が必要じやないかということを御

○龜山委員 大体以上で銃砲刀劍類所持取締りに関する私の質疑は終りましたて、次に遺失物関係の問題に対しても三

手袋、帽子の類でござります。第二位は財布、ハンドバックの類、第三位がふらしきの類、第四位がこうもりがさその他その類でございます。

出て参りますので、これも無制限に認めるわけには、危険予防上參りませんけれども、公安委員会が建設業の用途に必要と認める限りにおいて許可の道を認めていく方が、建設業の円滑な發展を阻害しないで済む、こういう意味合いで「建設業」を用いたのであります。従つて「建設業」という言葉は、非常に不正確な言葉でありますので、

ということを提案いたしました、当委員会におきましても慎重御審議いたしましたが、この建設業という文字があいまいのためには弊害が起るということになれば、大へん申しわけないのでござりますが、そのときも考えたのでございますが、現行実定法上建設業法というものがあ

質疑申し上げたい。これについては所管が違っておりますので、当時通産当局にも来てもらいまして、いろいろ聞いたのであります。この火薬類等も、やはり同様の取締りについて、検察庁は今後大いに一つ通産省と交渉せられまして、必要があれば次期国会にこれを提案されたい。言いかえれば、今もやつておるような単に産業上だけ

点お伺いしたいと思います。
まず第一点は、遺失物取扱いの現在の実情は、一体どういうふうになつてゐるか。この点はまだお伺いしてないので、時間もあまりありませんが、簡単にして要を得た名答弁を一つお伺いいたしたいと思います。

それからそういうものにつきましては、公告後一年間落し主がわからぬ場合におきまして、拾得者が所有権を取得する、こういうことになつておるのでございます。落し主がわかつたものについては、おおむね公告後一ヵ月以内に大体九〇%余がわかつてしまふ、三ヵ月もすれば九九%わかつてしまう、六ヵ月

もたてばほとんど一〇〇%わかつてい
る、こういう実情でございます。

それから落しものの中で鉄道が取り
扱つておるものは全部の遺失物のおお
むね二割六分でございます。大体そ
ういう状況でございます。

○亀山委員 一体遺失物というものは金
額にしてどのくらいのものですか。

○中川政府委員 現金の遺失届があり
ましたものが十億円であります。それ
から拾つたと言われる方の届を合計い
たしますと五億三千万円、こういう状
況でございます。それ以外の物品にな
りますと、価格の関係がやや不明確に
なつて数字としてはきつと計算はで
きません。統計でも物品の方は点数で
出しておりますので、ちょっと計算はす
ぐに出ませんので……。

○亀山委員 非常に遺失物が多いのに
は驚いたのですが、そこで拾得者が所
有権を得るときは、現行法では公
告のときから一年後ですが、改正案で
は六ヵ月に短縮する、こういうような
御説明で、今大体一〇〇名は六ヵ月以
内に出る、こういうこととありました
が、それならばそれでよろしいのです
が、どうも私ども考える、公告のと
きからの期間を半分に短縮すると、落
いかという懸念があるのです。その点
はどうお考えになりますか。

○中川政府委員 この点はわれわれも
特に長い歴史を持つた法律であります
ので、慎重に検討したのであります。
この一年という制度ができましたのは、
相当古い制度でございますので検
討したのですが、徳川時代には六ヵ月
であつた、こういう文献等もござい
ますので、そういうことも念頭に置い
ます。

た。それから現在の状況についている
いろいろ個々に当つてみたのですけれど
も、六ヵ月をこえて遺失物のわかるも
のはほんとない、こういう実情でも
ありますので、遺失者の権利も十分に
考えなければならぬと思うのですけれ
ども、それをあまり落し主がわからぬ
ものをまたもう半年も置いておくとい
うことになりますと、こうもりがさの
類もだんだん持ちが悪くなりますの
で、そういう物件の活用、ことに拾得
者がなるべく届けてくることを助長す
るということを考えると、六ヵ月を
こえてわからない人たちの権利はほと
んどありませんので、その点はごかん
べん願つた方がよからう、こういうふ
うに考えたのでございます。

○亀山委員 今この期間の点を、徳川
時代を引用されて、非常に学のあると
ころをお示しになりましたが、それで
は外國の立法例は一体どうなつていま
すか。これを一つ。

○中川政府委員 学はあまりないので
すが、徳川時代は確かに六ヵ月であり
ました。それで現在の各國の状況です
が、アメリカ合衆国は御案内のように
州によつて異なりますので、一概に言
えないので、ハワイでは三ヵ月間でござ
ります。それからフロリダ州は六
ヵ月でございます。イリノイ州も六ヵ
月でございます。その他三ヵ月として
いる州も少くございません。ニュー
ヨークのセントラル鉄道で取り扱つて
おります。それから六ヵ月でございます。
おるものにつきましては三ヵ月でござ
います。それから英國へ参りますと、

英國の鐵道で取り扱つておるものにつ
きましては三ヵ月でございます。従つ
て三ヵ月、六ヵ月というのが相當多い
のですけれども、ドイツにおきまして
は、わが日本の遺失物と同じように一
年でございます。ところが、ドイツの
事情が日本とちょっと違います点は、
私が保管する。私がこうもりがさを拾う
と私が保管する。ただし警察署には届
け出され、こういう制度に相なつて
おるのでございます。それで各國の事
情が三ヵ月、六ヵ月相当多いことであ
り、ドイツは一年でございますけれど
も、そのこうもりがさは拾つた者が自
分で保管しておる、こういう事情等も
勘案いたしまして、慎重検討いたしま
して、内閣といたしましては六ヵ月が相
当じゃなかろうか、こう考えまして、
提案になつております法案のよう改
正していただきたいとお願ひする次第
でございます。

○亀山委員 詳細に伺いまして満足い
たしました。討論ではございませんけ
ども、この銃砲刀剣類等所持取締法
においても、また遺失物取扱いにしまし
ても、時宜を得た改正だと思うのです
が、要是運用の問題だ。ことに銃砲刀
剣火薬類については、国際競技を控え
ており、また参議院の修正等もありま
したことで、十分この点は御留意願い
たいと思います。

○中川政府委員 まず申し上げます
が、公売をいたしますのは、腐敗する
という要件か、保管に大へん手数と費
用を要する。この要件に該当しない
と、途中で公賣いたしません。そうい
うものは公賣いたしませんけれども、そ
れども、実は落した方が多いのだが、

落して行きますと、判をとつて、母印
を押されて大へんなんですけれども、

結局拾い主も取りに来ないというよ
うなものは、やはり公賣だろうと思
いますが、そういうものははどうです
か。

○中川政府委員 それはそうであります
けれども、実際鐵道の中などで落し
ますと、一々名前を言わずに、落ちて
いますよと言葉。今度は少し変りまし
た。そういう拾い主がわからぬもの
はどこで公賣するのですか。

それから通知をしましても一向取り
やつておるのだろうと思うのですが、
具体的にはどういうことになつておる
か、一つ伺いたい。

○中川政府委員 まず申し上げます
が、公売をいたしますのは、腐敗する
という要件か、保管に大へん手数と費
用を要する。この要件に該当しない
と、途中で公賣いたしません。そうい
うものは公賣いたしませんけれども、そ
れども、実は落した方が多いのだが、

落して行きますと、判をとつて、母印
を押されて大へんなんですけれども、

結局拾い主も取りに来ないというよ
うなものは、やはり公賣だろうと思
いますが、そういうものははどうです
か。

○中川政府委員 そうです。落し主も
見つからない、拾い主も権利を放棄す
る、こうなりますと、警察署長が保管
するものにつきましては、都道府県に
所有権が移るわけです。それから鐵道
等で、特定法人として指定を受けたも
のが保管するものにつきましては、鐵
道へ所有権が移転する。こうなりま
して所有権が都道府県という公共団体に
なつてしましますと、都道府県の自由

になりますので、おおむね都道府県としては公苑なさるだらうと思ひますし、公苑ても大した財産にならぬからというので、社会事業その他にお使いいにならう、こういう面もあるだらうと思いますが……。

○中川政府委員 そうしますと警察本体が公表するとはないわけですね、そういうふうに了解してよろしいね。

○中川政府委員 問題を分けてお答えいたしたいと思います。保管の途中において腐りそうなもの、かさばるものには警察署長が公表をいたします。ところが所有権が都道府県に移つたものにつきましては、当該公共団体たる都道府県の定めるところによつてやります。

それから先ほど龜山さんからもお尋ねがありまし
た。ねがあつたと思うのであります。が、銃砲刀剣で前
の委員会でもお尋ねいたしましたが、漁業及び建設業
について何を説明を必要としないか。
この法律案はなるべく狹義に解釈する
という法の建前であります。しかし、
そういうことについて今ちょっと同僚
委員に伺いましたら、そういう心配は
ないというふうな御答弁であったとい
うことであります。が、どうなんですか
か。私どもの考えでは、今暴力さえたと
いうのは、大体パチンコ屋だとか料亭
だとか、そういうもの以外は業種別に
見ればやはり建設業に従事している連
中がやるとか、あるいは漁業等につい
ては最近各地区で漁業権の問題でなく
り込みその他のある。そこでこの業種
としましては、漁業、建設業を中心に私
はこれは業界の皆さんからおしかりを
受けるかもしませんが、親切丁寧に

やつていくが法の建前であるよう思え
てならない。あの処置を地方の警
察やなんかに渡して、警察もそれは問
違ひはないかもしませんけれども、
はつきりしておく方がいいように思え
てなりませんのですが、この点につい
てあなたは自信をお持ちになっている
か知りませんが、あなたたは署長をやつ
ておられるわけではありませんので、
どうでしようか。私どもはこれをきら
に親切に説明をつけることについては、
政府当局としては別にこれに反対する
筋合いのものでもないよう思います
し、これは参議院から回ってきた法案
ですから、もう一へん参議院に戻すと
いうことの手続はありましようけれど
も、参議院としてはそういうことにつ
いて、反対する筋合いは毛頭考えられな
いというふうに思いますと、私はど
うもそれの方がいいようと思えてなら
ないのですが、この点はいかがでしょ
うかね。

も、その解釈を、これをおいまいも
こたる言葉を用いると確かにいかぬと
思うのです。幸いにして漁業という言
葉は、漁業法という法律もございます
し、それから水産資源保護法というこ
とによって水産資源を保護する道が、
国の法律できちんとときまつておると考
えておりますし、それから建設業につ
きましては実定法が二つもあるというこ
とで、この概念ははつきりする。そ
うすると何かそこへしぱりを加えます
と、たとえば一案を申しますと、政令
で定める漁業とか、政令で定める建設
業といふように用いますと、法規とし
て一べんにやれますから、そこに工夫
というもののがなくなつてくる、工夫と
いうものがなくなると、日進月歩に進
歩する漁業とか建設業というものを妨
げやせぬか、こういうふうに考えるの
です。ところが政令で定めるとかいう
まくら言葉をやめて、何でも漁業とい
えば勝手に許可するということになつ
ては困ると思うのです。それで現行法
でも改正法でもそうですけれども、漁
業の用途に供するため必要な銃砲ま
たは刀剣と、こう読ませる。そうする
と漁業の用途に供するため必要な銃
砲または刀剣類であるかどうかは客觀
的にきまつてくる。恣意は加わらぬ。
恣意は加わらぬが、神様が認定する
いっても神様に聞くわけにはいきませ
んから、具体的には行政機関たる都道
府県公安委員会が認定する。都道府県
公安委員会がこの四条を拡張解釈して
漁業にはめったに必要ないもの、漁業
の用途に供するため必要と認めがたい
ものを許可をするということはしては
困るので、その点については厳重に法
の趣旨を徹底して參りたい、こう思う

のであります。それから幾ら漁業に必要な銃砲であり建設業に必要でありましても、それをやたらにいろいろなところに用いる、暴力ぎたに用いるということになれば困ります。それで現行法ではその規制がなかったのです。規制がなかったので中井委員の御指摘のような弊害が起つて参りましたので、ただいま御審議願っている法律では十条という規定を置きましたし、幾ら客観的に漁業に必要な銃砲であり、あるいは狩猟に必要な銃砲であっても、十条の規制を完全に受けます。この十条という規定は今度新しく御審議をお願いする条文でございますが、この十条によつて厳重な規制を受けて、漁業なら漁業というものの本来の目的を越えて使用していくば、直ちに犯罪である、こういう形にいたしますして、中井委員御心配の点を、これは現行法になかつたのですけれども、今度新法においてこれを厳正に規定いたしまして、客観的に漁業に必要な銃砲である、客観的に人命救助に必要な銃砲である、客観的に狩猟、ハンティングに必要な銃砲であるのだが、ハントイングに用いることなくして人をおどかすために用いたり、おどかせば脅迫罪になると思いますが、おどかすまでに至らない変な行為に用いるということは十条違反である、こういうふうに規制していくことが、公共の福祉に合致するのではないかどうか。言いかえれば、漁業とか建設業の進歩発達をつむということではない、同時にそれから起る弊害は極度に制限していく、制限するには、必要な銃砲というものを客観的に正確に認定する行政処

分と、加うるに十条及び十六条の使用
の制限でこれをやつしていく、これに
よつて善良な国民の方々の銃砲とか刀
剣類によるところの被害をなくしてい
こう、こういうことを考えましていろ
いろ大へん苦心をいたつたりでござ
います。中井委員の御指摘のこと
はまことに賛成なんですが、その趣旨
に基いて私どもすつと条文を整理した
つもりでございますので、一つ御了承
いただきたいと思うのです。

○中井委員 お話を趣旨は一応わかり
ました。特に積極的に、漁業及び建
設業の発達を阻害しては困るというこ
とをお考えになつておることもよくわ
かったのですが、しかし現実の、實際
の民衆と警察の許可認可の関係を考え
ますと、これは判もろたらこつちのも
のやという考え方は、どうしても私は
抜けないと思うのです。あなたの御意
見等も、これは中和的な意見になりま
すが、やはり銃砲等を業務として使用
する漁業及び建設業といつたふうに
やつた方が、さらに親切ではないか。
警察官がみんなこの条文を暗記してい
るわけではありませんから、出すとき
にはこの第四条をまず見ると思うので
す。その場合に、一般的に漁業とあり
ますと、私はやはりともそな気が
いたします。それから漁業の内容につ
いては、私は海岸ではございませんので
全くのしろうとなんですが、どうなん
ですか。捕鯨船には一応鉄砲は使いま
すね。それ以外に何か日本刀だとかそ
ういうものを使うような場合はあるの
でしょうか。あるいは人命救助の關係
で、暴風や何かのときのろしでも上

たいのと、それから前段の、そういう銃砲等を業務として使用するという文句を入れると、さらに私は親切だと思うのです。皆さんのお議論は筋が通つたということになりますと、現実に山の中で電源開発なんかやると、こればかりいさびしいところで、こわいの一つ鐵砲でもたのもうじやないかといふことが、逆に、酒でも飲んだら一発やるうかということになつてくると私は思う。これから見ると、この法律はまだその意味の親切さという点においてはどうか、こういう気持で私はお尋ねしておるのでですが、どうでしようか。

○中川政府委員 中井委員のいろいろ御苦心なさつておる点についてはまことに頭が下りますが、その業務のために使用するという点を、私ども考えたわけです。それをだんだん整理して参りますと、銃砲を業として所持するということと使用ということを分けて考えないと、どうもうまくいかないのです。業に必要な銃砲として持つておって、それから業に必要な銃砲を業務以外に使つてはいけない、二つに分けた概念整理をしないと刑罰法規が成り立たないので。これは中井委員の御指摘の通り書いたつもりなんですが、四条で業に必要な銃砲ということで第一関門をやりまして、使用については、業務その他正当な理由でないと使つてはいかぬということを第二段として十一条に書いてある。中井委員御指摘の社会的実態をずっと掘り削つてみると、所持という概念と使用という概念が出てくると思います。使用という概念は、この法案でいえば十条であ

る、所持という概念は四条である、こいつふうになりまして、中井先生のほうかと思うのですが、いかがなものろうかと思うのですが、いかがなものろうかと思うのですが、いかがなものろうかと思うのですが、いかがなものろうかと思うのですが、いかがなものろうかと思うのですが、いかがなものろうかと思うのですが、いかがなものろうかと思うのですが、いかがなものろうかと思うのですが、いかがなものろうかと思うのですが、いかがのもの

○中川政府委員 漁業の場合は。

○中川政府委員 あわてまして答弁漏れがありました。大部分の銃砲は御指摘の通りであります。漁業ではきわめてレア・ケースなんです。これは私ずっと各地を回つてきているのですが、新潟県の西蒲原郡の漁師さんたちは、日本海の海岸ではよくあることだと思ひますが、全く刀剣の形をしていました。刀剣の形をしているやつを、漁撈のときにはえさをまくために切る、こういうのに用いているのです。

ほかのナイフでもよさそうじゃないかと思うのですが、漁民の立場としてはやはり刀剣のような形をした方が使いやすいというのです。これがこの規定でいくと、もう全面的に禁止になってしまって、こういう実情が新潟県の西蒲原郡にあるのです。それはそう大した分量ではないと思いますけれども、全国の漁村にはたくさんありますから、そういう例があつたときに、この規定によつて大へん気の毒なことになつてしまふことは申しわけない、こういうつもりでござります。

○中井委員 これまで最後ですが、そういたしますと、私の言いますように銃砲等を業として使用するという文句を入れても、さらには親切である程度でありますな。そういうことですな。それで差しつかえるというようなことはないわけですか。

○中川政府委員 これはちょっとお言葉を返すようですが、それでも、十条と四

条の関係がわからぬので、刑罰法規の適用に困つてしまつ。そういう技術上のことでは、できればこの原案をお願いしたい。といいますのは、先生が御指摘になつておられるのが四条の規定概念に入つてますので、それを四条に入れてしまつますと、四条と十条の関係が不明確になります。刑罰法規の適用条項の概念整理がちょっとできなくなつてしまつ。それで先生のおつしやつておられる実態は賛成なんですか? 形式はこの四条と十条に分けて規定せざるを得ないのではないかと思うのでござります。

○矢尾委員長 この際お諮りいたしました。ただいま議題となつております警察関係三案中、銃砲刀剣類等所持取締法案、及び遺失物法等の一部を改正する法律案の両案につきまして、ほかに御質疑はありませんか。——御質疑がなければ、右両案について質疑を終了いたしたいと存じますが、御質疑ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○矢尾委員長 御異議がなければ、これまで銃砲刀剣類等所持取締法案及び遺失物法等の一部を改正する法律案の両案に対する質疑を終了することにいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後一時二十三分散会